

議員（小川 保）

お早うございます。9番 小川 保です。

本日は1つ目、新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種について、2つ目が合田邸の利活用検討について、以上2点について質問いたします。

まず、1点目の新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種について。

昨年12月、アメリカの製薬大手ファイザーとドイツの企業ビオンテックが共同開発した新型コロナウイルス感染症対策ワクチンが英国で世界に先駆けて承認され、英国国内において接種が始まっております。このワクチンは95%の有効性があるとされており、日本はもとより世界各国から大きな期待が寄せられております。一方で、ワクチン接種後の副反応への心配もあります。このような中、2月17日、全国100か所、約4万人の医療従事者へのワクチンの先行接種が始まったと報道され、3月中旬には約370万人の医療従事者への接種、4月からは65歳以上の約3,700万人への接種、その後、基礎疾患のある約820万人、高齢者施設等の職員約200万人と続き、そして順次その他の方々への接種を行うとのことでありました。これらの報道はしかし、国の二転三転した施策によって、まだまだ確定的ではなかったようです。

ここで確認です。

ワクチン接種の実施体制の方向性についてです。国がワクチンの確保、健康被害の救済措置を行い、接種実施に関わる全ての費用は国が負担することとする。都道府県においては、ワクチンの流通調整や市町村事務に係る調整作業、そして専門的な相談への対応などを行い、市町村においては住民への接種勧奨や実施体制の確保、一般的な相談への対応などを行うこととされているようであります。方向性はそれでよろしいでしょうか。国、県、町、おのおの実施体制について修正、補足されることがありましたらお願いいたします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

お早うございます。

小川議員のワクチン接種の実施体制の方向性についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ワクチン接種の実施体制における国、県、町のそれぞれの役割でございますが、まず国はワクチンのみならず、注射針、シリンジ等、接種に係る物品の確保、ワクチン接種により健康被害が生じた場合に接種との因果関係に係る審査認定などの救済措置、ワクチン接種に係る物品の購入や接種体制の整備に係る全ての費用負担に加え、ワクチンの品質や有効性等のデータの収集、分析を行い、科学的知見を国民へ情報提供することや副反応が疑われる事象について迅速に情報を把握し、速やかに必要な安全対策を講じることも国の

役割となっております。

次に、県の役割でございますが、地域の卸業者等と連携し、計画的で円滑なワクチン流通が可能となるよう体制を構築すること、接種後の副反応に係る相談といった市町では対応が困難な専門的な相談を受ける体制を確保することに加え、接種順位の上位となる医療従事者等に対する接種の実施体制の構築や高齢者施設の入所者などへの接種体制の構築、また複数市町に跨る調整事項が生じた場合に必要に応じて助言を行い、調整をしたり、市町におけるワクチンの円滑な接種について必要な協力を行うこと、また県に割り当てられたワクチン量を人口や接種順位の上位となる者等の概数、流行状況等に応じて市町へ割当て量を決定することが県の役割となっております。

最後に、町の役割でございますが、医師会等と連携し、円滑なワクチン接種を実施するための体制整備、住民に対し接種勧奨や情報提供するとともに住民からの相談に応じることに加え、町に割り当てられたワクチン量を町内の接種実施医療機関等の接種可能量に応じて割当て、接種を行った医療機関に対し、接種費用の支払いも町の役割となっております。また、健康被害救済に係る認定は国の役割となっておりますが、申請受付及び給付については町の役割となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

昨年の9月定例議会における私の一般質問でお話をさせていただきました。本町でも令和2年8月7日に初めての感染者、県内では58例目が出ました。それ以後、健康福祉課をはじめ、関係機関においては情報収集や住民への周知・お願いなど、土曜、日曜、休日を返上しての勤務に頭が下がる思いです。感謝申し上げます。

ここで質問です。

国の情報がいまだ定かでない部分がありまじょうが、情報が錯綜する困難な中でありまじょうが、実施部隊は着実に準備整えなくてはなりません。まず、ワクチン接種について、国、県からの指針を受けて、本町ではこれまでどのような準備を行ってきたのでしょうか。また、今後どのように対応していこうとしているのでしょうか。概略のスケジュールで結構です。お願いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

小川議員のこれまでどのような準備を行ってきたか、今後どのように対応していこうとしているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種につきましては、令和2年1

2月9日に予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律が公布され、厚生労働大臣の指示の下、都道府県の協力により市町村において予防接種を実施するものとされました。それに伴い、本町においても仲善医師会及び多度津地区医師会と協議を重ね、近隣市町の動向を見ながら接種体制の構築を進めてまいりました。本町におきましては、集団接種については町保健センターで、個別接種については町内の医療機関にご協力いただき、13か所の医療機関と高見島、佐柳島の診療所を加え、15か所で実施することとなっております。接種の流れにつきましては、国が示しております接種順位に従い、町においてコールセンターを開設し、集団接種及び個別接種ともに完全予約制とすることといたしました。コールセンターにつきましては、町保健センター内のリハビリ室に新たに電話回線を増設し、3月22日に開設することとなりました。しかしながら、ワクチンの入荷時期や町に割り当てられる量が不確定であり、接種開始時期も国の発表が二転三転し、なかなか具体的な実施体制の構築が進まない状況にありました。今後のスケジュールにつきましては、まず接種券ですが、65歳以上の高齢者に対しましては厚労省からの指示があり次第、3月中に発送できるよう準備いたしております。

次に、集団接種会場となります町保健センターにおきましては、密にならず、来場者の接触が避けられるような動線を考え、職員配置についても他課の職員にも協力を依頼し、適切な人員を確保し、対応してまいります。ワクチン接種が始まるまでには医師会とともに本番を想定した予行演習を実施し、手順や課題の確認を行いたいと考えております。

今後、国が発表するワクチンの入荷状況を注視し、円滑にワクチン接種が実施できるよう準備してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

続いて、質問いたします。

ワクチンの接種については、医院、診療所等において行う個別接種と大規模病院、公共施設等において行う集団接種がありますが、本町においてはどのように行う予定なのでしょうか。また、接種に当たっては医師会との連携が必要不可欠であろうかと思いますが、これまで医師会とはどのような調整を行ってきたのでしょうか。さらに、ワクチンの保管には超低温冷凍庫が必要だと報道されていますが、これについての準備状況はいかがでしょうか。3項目、続けてお答え下さい。

健康福祉課長（富木田 笑子）

小川議員の個別接種と集団接種をどのように行う予定かのご質問に答弁を

させていただきます。

まず、集団接種につきましては、本町におきましては町保健センターを接種会場とし、実施いたします。また、個別接種につきましては多度津地区医師会のご協力の下、現在までに町内の13の医療機関から接種可能とのお返事をいただいております。高見島、佐柳島の診療所を合わせ15か所の医療機関等で実施する予定です。

医師会には早い段階から熱心にご協力いただき、仲善医師会や多度津地区医師会の会合へも参加させていただき、協議を重ねてまいりました。個別接種につきましても、多度津地区医師会に所属する全ての医療機関のご協力を得られるなど、連携して取り組んでいるものと考えております。

また、人口規模に応じて国から割り当てられるワクチン保存用のディープフリーザーですが、本町の割当て分は2台であることから、町保健センターと加藤病院に設置し、その他の14か所の医療機関等へは町が適宜配送することといたしております。集団接種及び個別接種の実施につきましては、去る2月24日に河野ワクチン接種担当大臣より、4月12日から高齢者向けの優先接種をスタートしたいとの発表があり、本町におきましても今後のスケジュールについて多度津地区医師会と協議いたしました。まだ本町へのワクチンの割当て量は確定しておりませんが、国のスケジュールに合わせ、第1回目の集団接種を4月12日の午後から開始することといたしました。その後、安定的に割り当てられる状況になりましたら、毎週水曜日と土曜日の午後、日曜日の午前と午後の週4回、1回当たり3時間、医師2名で対応してまいります。医師1人当たり1時間に30人接種すると想定し、1回当たり180人を上限として実施する予定です。個別接種につきましては、集団接種の状況とワクチンの割当ての状況を勘案しながら、各医療機関等における接種可能量を調整してまいります。

現在のところ、以上のようなスケジュールで進め、6月中には高齢者への接種を終え、7月から一般の方々への接種が実施可能となることを目標として取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

確認ですが、先ほど集団接種については4月12日の午後から開始ということですが、いわゆる個別接種、診療所とか各医療機関、これは大体いつ頃ぐらいから開始される予定なのでしょうか、お願いします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

小川議員の再質問にお答えいたします。

まず、先ほども申し上げましたようにワクチンの入荷量が定まっておられません。4月12日からスタートする集団接種につきましても、本当にもしかしたら少ない数かもしれませんし、全く入って来ずに延期する可能性もまだございます。その中で、町内医療機関におきましてもそれぞれの医療機関の診療時間内に接種となりますことから、それぞれの接種可能な曜日、時間帯を現在アンケート等で調査中であります。ですので、はっきりとは申し上げられませんが、集団接種を何回かこなして、状況、課題等を踏まえた上で随時可能な医療機関からスタートさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

集団については12日から、ほぼほぼ確定的でないということですので、その様子を見ながら。多分、住民の皆さん方は副反応についてやっぱり心配されておられると思いますので、集団接種の状況を見ながら個別にそろそろ進めてまいりたいということだろうと思います。是非そういったニュースがありましたら、速やかに住民にお知らせさせていただきたいと思います。

次に、まいります。

ワクチン接種についての全体的な概要は見えてきましたけれども、個々の住民へのフォローアップに関して質問いたします。

町は住民からの一般的な相談への対応を行うこととされています。ワクチンを接種すべきか否かの判断に迷っている方も多いと思います。国では発症を予防する効果や重症化予防の効果と、逆に副反応などのリスクの両面から総合的に判断して下さいと言っているようですが、なんと曖昧なことでしょう。確かに個々の最終判断であることに異論はございませんが、しかし住民も、そして対応する町担当者もさぞかしお困りでしょう。さて、住民からの相談に対して、誰が、どのように行うのか。専門性が要求される対応窓口の人員確保、組織的体制、医療従事者の実施結果を参照にしたマニュアル化など、ハード面、ソフト面からの整備が必要かと存じますが、それらの進捗状況についてご説明をお願いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

小川議員の住民からの相談に対して、誰が、どのように行うのかのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたように、予約やワクチンに関する相談については3月22日に開設するコールセンターで受け付けることとなります。コールセンターでは委託業者から派遣された5名が対応することとなっております。予約に関する相談については電話を受けた派遣社員が対応いたします

が、ワクチンを接種するべきか否かの判断や副反応に関する事など、一般的な相談については町保健センターに駐在する保健師に転送し、対応することといたしております。また、接種後の副反応の相談など、町において対応が困難な医学的知見が必要となる専門的な相談につきましては県の役割となっておりますので、速やかにご案内し、適切な対応を心がけてまいります。医療従事者の実施結果を参照にしたマニュアルにつきましては、国の役割として一部の医療従事者へ実施された先行接種のデータの収集及び分析を行い、情報提供がなされると考えております。町といたしましては、国や県から提供された情報と併せ、住民への対応マニュアルを作成するなど、円滑に実施できるよう体制整備を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

確認ですが、先ほど町保健センターに駐在する保健師に転送しとありますけれども、保健師は何名ほどおいでますでしょうか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

小川議員の再質問にお答えいたします。

保健センターに駐在するのは6名保健師がおります。それと、他に再任用の保健師とあと看護師が会計年度職員でおりますので、その者が相談対応にのることとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

それだけおれば、何とかこなせるかなという風には考えられます。

ここで再質問ですが、丸尾町長にお伺いします。

新庁舎建設が着工となっておりますが、様々な部屋における除菌対策、ドアノブなど、非接触機能とするなど、追加変更についてどのようにお考えになられておりましたでしょうか。他市町などは急ぎ実施されるようですけれども、本町においてもお願いをいたします。

政策観光課長（河田 数明）

お早うございます。

庁舎へのご質問でございましたけれども、担当課長の私の方から答弁をさせていただきます。

議員（小川 保）

よろしく申し上げます。

政策観光課長（河田 数明）

それでは、小川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

新庁舎等建設工事におきましては、ドアの開閉を非接触にするため、3階の風除室から議会スペースへの扉など、各階の主要な出入口の扉を自動ドアに変更する予定にしております。また、エレベーターにつきましても必ず手が触れる押しボタンを非接触に対応したものにするため、手をかざすとセンサーで反応するものに変更することを現在検討しているところでございます。また、除菌対策につきましては、什器の購入におきまして主に机や椅子を抗菌仕様のものやアルコールや次亜塩素酸ナトリウムなどに耐久性がある素材のもので、掃除や除菌がしやすいものを選定するよう進めているところでございます。また、窓口カウンターや相談室、執務室の向かい合う机の間などに仕切りパネルを設置し、飛沫防止対策も行う予定にしております。そのほか、新庁舎整備を進める中で、新型コロナウイルス感染症対策に有効と判断できるものがありましたら、随時検討してまいりたいと考えております。なお、これらの変更に伴う費用につきましては、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用するなど、財源の確保も検討しながら仕様を決定してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

大変な状況での建設でございます。フレキシブルをお願いをいたしたいと思っております。

さて、先月の2月26日金曜日、四国新聞の報道にありましたように、県内9町で作っております県町村会が円滑な接種の実施に向けてを浜田知事に要望されたようです。丸尾町長はこの町村会の副会長として要望したとあります。非常に有難いことであります。残念ながら私ども議会には、その内容について知らされておりません。よろしければ、ここで要望の一部始終をご案内いただきたいと思います。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の県町村会が浜田知事に要望された内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

去る2月25日、県内9町で構成する香川県町村会が知事と県議会に対し、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に関する緊急要望として次の3点について要望をいたしました。

1点目、ワクチン接種が円滑に実施できるようにワクチンの配送スケジュール等の情報を速やかに市町に提供するよう国に要望をし、県においても市町と情報共有し、接種体制の確保に万全を期すこと、また副反応等の住民相談に応じる一元的な相談窓口を設置すること。2点目、町においては医療従事

者の確保が困難であり、円滑なワクチン接種に支障を来すことから、必要となる医療従事者の派遣体制を整備すること。3点目、ワクチン接種に係る費用について、地方に負担が生じないように、国の責任において必要な財源措置を確実に講じるよう国に要望すること、またシステムの改修においては自治体の現場における経費や事務的負担が増加することがないように十分に配慮することを国に対して要望すること。

以上、3点の要望に対し、知事からはスケジュールはまだ詳細が分かっていないが、国に定期的に問い合わせ、情報共有に努め、各自治体と連携を図り、万全の接種体制の確保に努めたい、コールセンターについては3月中旬の開設に向け準備をしている、多くの医療従事者が必要となることは認識している、医師会等とも連携を取り、各町からの要望について国に伝えてまいりたい、接種費用単価がインフルエンザと比べて低く抑えられている、十分なインセンティブを持った単価となるよう、知事会から国に緊急提言を行っている、システムについても過度な事務負担が市町に生じないように設計いただき、新システムが実務に支障を来さないよう配慮することについても緊急提言を行っている、以上のような回答がありました。また、県議会からは迅速、正確な情報提供、技術的な助言等については知事に要望している、医療従事者の派遣体制の整備についても知事に要望をしており、議会としても執行部と検討してまいりたい、費用面についても国に要望していくとともにどこまで対応できるか執行部と検討してまいりたい、と以上のような回答がありました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

ワクチンの接種実施については、まだまだ詳細が固まっていない状況ですが、住民のため、都度情報をお伝え発信いただきますようお願い申し上げます。

次に、2点目の合田邸の利活用検討についてを質問いたします。

昨年の初頭に合田家当主から多度津町に対しご寄附いただきました合田邸ですが、その後、直ちにその利活用について検討委員会が組織され、私、小川保も合田邸住所地区6区の自治会長としてその委員を委嘱されました。以降、数回の検討会、他への調査研修など約1年が経過しております。議員の皆様にも、なかなかその進捗内容が報告されておられません。1年経過しております。また、町からも保全に対しての投資もしておりますので、どんな内容で進んでいるのかをご報告願ったらと存じます。

まず、合田邸検討委員会の主管課と委員会メンバー構成、これまで検討され



た日程、開催内容、また講師、オブザーバーの存在など、お願いします。

政策観光課長（河田 数明）

小川議員の合田邸の保全・活用に向けた検討委員会の概要についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、主管課につきましては合田邸の保全・活用に向けた検討委員会の事務局を政策観光課が担当しております。本検討委員会の目的といたしましては、本町の歴史的建造物である合田邸をまちづくりの拠点とするため、地域住民や民間団体と協働で保全・活用に関する検討を行うため、設置したものでございます。この検討委員会の意見を取りまとめるコーディネーターとして多田善昭建築設計事務所に業務を委託いたしております。

次に、本検討委員会のメンバー構成につきましては、設置要綱に基づき、関係団体として合田邸ファンクラブより3名、地域住民として地元自治会である6区自治会及び7区自治会よりそれぞれ1名、その他として多度津町まねきねこ課より1名、多度津高等学校より1名、多度津商工会議所青年部より1名を推薦していただき、合計8名に委員を委嘱しております。

次に、これまでの委員会の概要につきましては、検討委員会を9回開催する中、ゲスト講師3名にお越しいただいておりますので、時系列に沿ってご報告をさせていただきます。

第1回は令和2年5月24日に開催し、委員の委嘱、合田邸及び合田邸ファンクラブの活動に関する概要説明、検討委員会の進め方についての説明などを行いました。第2回は令和2年6月14日に開催し、委員が実際に合田邸を見学し、興味を持った建物や箇所、また危険と感じた建物や箇所を調査票にまとめる作業が行われました。また、令和2年6月28日には、委員が宇多津のまちづくりがどのようなテーマと目的を持ち、どのように進められたのか、またなぜ評価されたのかということを学習するため、宇多津古街を視察いたしております。第3回は令和2年7月9日に開催し、第2回の調査結果及び宇多津古街の視察で学んだことを基に意見交換が行われました。また、委員より、南離棟及びブロック塀が危険な箇所であると指摘があり、平成30年度に町が実施した建物の調査においても多田善昭建築設計事務所より危険な箇所として指摘があったことを考慮し、自然崩壊を避けるため、意図を持って解体工事を行うべきであるとの提案がありました。第4回は令和2年7月30日に開催し、合田邸の保全・活用に関する事業に対してスポンサーがしてくれるような活用策を委員より提案していただき、過去の事例や他の事例を紹介しながら意見交換が行われました。また、建物内の複数の箇所で雨漏りが発生している状況を説明し、緊急的な修理の検討に入ることについて承認をいただきました。第5回は令和2年10月1日に開催され、ゲスト講師とし

て四国新聞株式会社より運動写真部長の山田様にご参加いただき、委員から提案のあった活用策に対して、まちづくりの観点からご意見をいただきました。また教育課で進めている重要伝統的建造物群保存地区についての説明が行われました。また、令和2年10月27日には、JR四国の観光列車四国まんなか千年ものがたりの視察研修が行われ、発案者、デザイナー、アテンダントの方から観光列車事業が生まれた経緯などをお聞きしました。第6回は令和2年11月6日に開催し、JR四国の視察報告及び意見交換が行われました。第7回は令和2年12月17日に開催し、ゲスト講師として秋山興産株式会社代表取締役秋山様にご参加いただき、丸亀市通町の再開発についての紹介や合田邸の活用に関してスポンサー及び企業側の観点から意見をいただき、意見交換が行われました。第8回は令和3年1月31日に開催し、ゲスト講師としてコピーライターの新居様にご参加いただき、本事業の方向性を示すためのスローガン作成に向けた学習が行われました。第9回は令和3年2月21日に開催し、引き続きゲスト講師として新居様にご参加いただき、検討委員会の方向性について意見交換が行われました。

以上が今年度の検討委員会の概要となります。約1年間検討を行い、解体工事や屋根修理工事などの事業の実施が決定しておりますが、13棟もの建物が存在しているため、具体的な活用方法の検討については時間を要しております。来年度はより具体的な活用方法に関する検討を続け、整備については専門家などの意見を取り入れながら事業計画の作成を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

恐らく私ども議員14名、私を除いて13名ですが、この合田邸の施設についてはあまり詳細には存じ上げてないのかなと思っておりますので、是非議員の方にもご案内をいただいて、見学会なりご説明をお願いしたいなと思います。よろしくお願ひします。

これほどの大きな事業ですので、なかなか方向を決定することは困難でしょうが、しかし利活用の大きな流れは、今後の方向を決める上では非常に重要な事柄だと苦慮しております。

質問です。

現在、町として実施した、あるいは実施中の修理・保全内容についてご報告いただきたいと思ひます。

政策観光課長（河田 数明）

小川議員の修理・保全内容についてのご質問に答弁をさせていただきます

す。

合田邸における既に実施した修理・保全につきましては、検討委員会の中で提案がありました南離棟及びブロック塀の解体工事を令和2年度事業として実施いたしております。事業費につきましては、実施設計業務委託料として29万7,000円、工事費として616万円でございます。施工に至った経緯といたしましては、まず南離棟につきましては老朽化が進んでおり、いつ崩壊してもおかしくない状況であったため、近接する洋館棟や人に被害が発生する可能性を考慮し、解体工事の実施を決定いたしました。また、ブロック塀につきましては建築基準法施行令第62条の8に規定のある塀の設置基準に基づき、調査を行った結果、敷地内にある全てのブロック塀が設置基準を満たしていなかったため、解体工事の実施を決定いたしました。なお、令和2年12月定例会において、補正予算を可決いただいた屋根の修理工事につきましても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、実施する予定でございます。事業費につきましては、建設関連工事委託料として402万2,000円、工事費として2,010万8,000円を計上いたしております。なお、今後の修理工事につきましては活用方法を決定した後、専門家の意見をお聞きし、財政状況を鑑みながら整備計画を作成していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

河田課長、確認です。

ブロック塀については取り壊して撤去しておりますけれども、その後の囲いについてはどうされるのか、お願いします。

政策観光課長（河田 数明）

再度の小川議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。

取り壊した後の囲いですが、今もう既に仮で囲いをしております。なぜ仮でしているかと申しますと、今後の改修工事等で重機等が入る予定もございまして、そういう中で、やはり本復旧をしますとその工事が行えないということで、仮の塀を設置いたしております。また、大きい重機等が入る可能性も踏まえまして、間口を大きく取った入り口も作っております。今はそういう状態で、中の改修が終われば、最終的に塀を復旧するという形にしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

最終形がどのようなになるかというのは、今から決めていくということによろしいですね。有難うございます。

私はこの歴史的に貴重な建造物は保全することが大切だと思っております。が、しかし一方では財政的に困難な状態になっております町の現状から、今後の保全も含めた投資は慎重にならざるを得ないと感じております。「様々な民活を通して町の活性化を図る」、この言葉には確かに美しい響きがあります。スローガンと結果は往々にして乖離が見られることもあります。

ここで、先月、2月21日、日曜日に開催された合田邸検討委員会に提出いたしておりました私の概略意見をご披露いたします。

この時の宿題として宿題の項目、合田邸の命題というテーマでした。以下、5項目がありました。自分たちはどうありたいのか、何を伝えたいのか、誰に伝えたいのか、なぜ伝えたいのか、自分たちはどうあり続けたいのかという命題でした。この命題ですけど、何だか禅問答のような質問でありましたけれども、私も少ない知恵の中ですけれども回答いたしました。

1つ目は、住民の遊び場。朋来る、合田邸に行こう、そんな風に普段に行きたがる場に、たまには晴れの場にも変身してみたらどうでしょう。

脱インバウンド、脱観光、脱外部頼み。観光依存、そんな価値観が潜在的に染みついている、そろそろそれから脱却して住民たちに解放したい。

3つ目は、多様な立場で多様な意見。女性も男性も老いも若きも参加してほしい。子供たちが庭に駆け回る町なかの公園としての存在。

4つ目は、楽しみは分かち合ってこそ楽しい。男性よ、もっと町に出よう、在所で楽しむ住民は圧倒的に女性が多いと感じております。

5つ目は、明るく安全な街に。今、旧呼称の本町筋は静かです。日が落ちると怖い、家の明かりが見えない。住民はおいでます。しかし、奥まっておいでますので、表には明かりが出てきておりません。なおさら、街灯が暗い。でも、ここには私たちが住んでおります。

以上で9番 小川 保の質問を終わります。有難うございました。